

富 監 第 4 号

平成 23 年 2 月 16 日

富 良 野 市 長      能 登 芳 昭 様  
富良野市議会議長      北      猛 俊 様  
教育委員会委員長      児 島 応 龍 様

富良野市監査委員      松 浦      惺  
富良野市監査委員      横 山      久仁雄

#### 財政援助団体監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 財政援助団体監査報告

## 1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査

## 2. 監査の対象

指定管理施設名	指定管理者名	対象年度	指定管理料	所管部局名
朝日会館	朝日会館運営委員会	平成19年度	124,000円	総務部 企画振興課
		平成20年度	133,000円	
		平成21年度	116,000円	
東山公園 パークゴルフ場	社団法人富良野市シル バー人材センター	平成19年度	2,093,000円	教育委員会 社会教育課
		平成20年度	1,905,847円	
		平成21年度	1,963,000円	

## 3. 監査の期間

平成 22 年 11 月 29 日～平成 22 年 12 月 21 日

## 4. 監査の場所

監査委員事務局

## 5. 監査の方法

監査は、富良野市が平成 19 年度から平成 21 年度までに当該指定管理者に交付した指定管理料等の事務処理を対象とした。

監査にあたっては、所管部局に関係書類の提出を求めて監査し、必要に応じて、関係職員から事務の執行状況及び内容等の説明を聴取した。

また、指定管理者においては、管理業務に係る実績報告書をはじめ、会計事務処理等についての監査を実施した。

### <所管部局より提出を求めた資料等>

指定管理に係る条例、規則等  
 協定締結に係る決済文書等  
 協定書（変更分も含む）  
 仕様書、特記事項等  
 経費算定に係る決済文書等  
 協定に基づく報告等関係書類

### <指定管理者から提出を求めた資料等>

組織図及び業務編成一覧表  
 総会議案  
 年度別実績報告書  
 年度別会計諸帳簿及び預金通帳  
 協定に基づく報告等関係書類

## 6. 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

### 【1】指定管理施設名：朝日会館 指定管理者：朝日会館運営委員会

#### (1) 施設の概要

朝日会館は富良野市地域会館設置条例に基づき、昭和56年8月建設され、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間を指定管理期間として、朝日会館運営委員会が指定管理者として指定され、管理運営を行っている。

建築延べ面積	1階	216.13 m <sup>2</sup>	2階	163.55 m <sup>2</sup>	合計	379.68 m <sup>2</sup>
部屋区分	1階ホール	118.75 m <sup>2</sup> (72 畳)				
	2階研修室	1	52.17 m <sup>2</sup>	(36 畳)		
	2階研修室	2	44.72 m <sup>2</sup>	(27 畳)		
	2階研修室	3	16.56 m <sup>2</sup>	(10 畳)		

#### (2) 施設の概況

地域住民のコミュニティ活動を助長し、福祉の増進を目的に指定管理者が管理運営を行っている。

年間利用者数は、平成19年度289件5,552人、平成20年度283件4,929人、平成21年度307件5,543人となっており、3年間平均で293件の利用で5,341人、1日当たり14.6人の利用があり、年間平均利用件数は80.3% (293件/365日) となっている。

会館管理運営状況については、指定管理料を含めた収支は各年とも黒字決算となっているが、利用料金収入が主な財源であり、今後は少子高齢化、人口減少等が懸念され、利用料金収入の減少から、管理運営が厳しくなっていくものと推察される。

#### (3) 監査の結果

指定管理の目的に則し、計数も符合しており、概ね適正に処理されていることを認めた。

なお、指定管理料の交付にあたっては、「指定管理者との協定書」に基づき適正に執行し、指定管理者の運営状況の把握に努めるとともに、事務処理など適切な指導に努められたい。

### 【2】指定管理施設名：東山公園パークゴルフ場

指定管理者：社団法人富良野市シルバー人材センター

#### (1) 施設の概要

東山公園パークゴルフ場は、市民の心身の健全な発達とスポーツ活動の普及振興を図る目的で平成13年6月に開設され、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間を第1回目指定管理期間、第2回目平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間を指定管理期間として、いずれも社団法人富良野市シルバー人材センターが指定され管理運営を行っている。

敷地の面積	22,000 m <sup>2</sup>	コース占有面積	5,500 m <sup>2</sup>	グリーン占有面積	1,760 m <sup>2</sup>
18ホール	管理棟 (一部プール施設と兼用) 駐車場				

## ( 2 ) 施設の概況

年度別の利用人数は、平成 19 年度 7,270 人、平成 20 年度 6,099 人、平成 21 年度 6,426 人で、指定管理制度により運営されることになった平成 17 年度の 7,455 人をピークに年々減少の傾向にある。

管理運営の収支状況については、利用人数が減少傾向ではあるが、指定管理料を含めた収支は各年とも黒字である。

平成 13 年の開設以来 9 年を経過し、パークゴルフ場のコース管理は芝の維持管理が大切であり、今後とも施設の利用促進の観点から周辺環境整備とともに維持管理が重要である。

## ( 3 ) 監査の結果

指定管理の目的に則し、概ね適正に処理されていることを認めた。

なお、基本協定書に基づく報告書類等の内容の把握、確認及び指定管理者に対する事務処理など、適切な指導に努められたい。

## ま と め

指定管理者制度は、公の施設を効果的・効率的に管理を行うため導入された制度であり、施設を活用した多様な市民サービスの向上と管理経費の縮減を基本としており、指定管理者には、施設の環境整備と利便性の確保など積極的な管理運営により、利用拡大に期待するものである。

担当部局においては、指定管理者が行う業務が公共サービス低下を招かないよう、適切な監理を行うと伴に、適切な事務処理について指導されるよう望むものである。